

和光市産業振興協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市産業振興条例（令和元年条例第21号。次条及び第5条において「条例」という。）第7条に規定する産業振興協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議等を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 条例第4条に規定する計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画の進捗状況の確認に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の産業振興に関し、市長が必要と認めること。

2 前項の規定にかかわらず、協議会は、地域の産業振興に係る施策等について調査又は協議し、その結果を市長に提言することができる。

(組織)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第5条 協議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 部会に属する委員（以下「部会委員」という。）は、委員のうちから会長が指名する者又は部会が処理する事務に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱するものとする。
- 4 条例第7条第4項の規定は、部会委員の任期について準用する。
- 5 部会に部会長を置き、部会委員をもってこれに充てる。
- 6 部会長は、部会の会務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 7 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。
- 8 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民環境部産業支援課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。